

上鶴間高等学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用日	利用時間
体 育 館	月曜日～日曜日	19:00～21:00

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月10日(10日が土日祝の場合は前開庁日)までの間に、施設利用申込書(様式1)により申し込んでください。他の利用者等との調整後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。

- ◆ 承認された後、利用をキャンセルする場合には、速やかにご連絡ください。平日の場合は、当日の17時まで、土日祝の場合は、前開庁日の17時まで。基本的にキャンセルの無いように申し込んでください。
- ◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 鍵の受け渡しについて

職員玄関のポストに体育館の鍵の入った袋を置くので、承認された団体は、施設利用日の当日8時半から19時までに受領してください。利用後は体育館等の施錠を確認し、職員玄関のポストに返却してください。施設利用日誌についても、袋に入れて一緒に提出してください。

(4) 電気料について

1回(2時間)の利用につき440円(税込)を徴収致します。1ヶ月ごとに集計し、翌月に納入通知書をお渡しますので、お近くの金融機関にて期限までに納めてください。

- ◆ 納付期限を守っていただけない団体は、今後、体育館の利用をお断りする場合がありますので、納付期限は必ず守ってください。

3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

- ◆ 4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ア 県立学校は全面禁煙です。
- イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ウ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、利用者の中から指定されている利用責任者の確認を得てください。活動後の消毒作業は不要です。
- エ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- オ 利用中は門扉を閉めてください。
- カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校警備員もしくは警備会社に連絡など、緊急時連絡先を参照)。
- キ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。
- ク 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- ケ 開放施設の利用に伴い、利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、賠償の責任を負っていただきます。
- コ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。
- サ バレーボール、バスケットボールのボール、バドミントンのシャトル等は各団体でご用意ください。ご使用いただけるものはネットと支柱のみとなります。

5 翌月のお申し込みをお断りする場合

- ア 電気料の支払が納付期限後になった場合
- イ 日誌の提出が遅れた場合(利用日当日または翌日までに提出)
- ウ 定められた日時までにキャンセルの連絡がなかった場合
- エ 利用後、清掃、戸締り、消灯等をしていない、また、21時になっても終了しない場合
※21時までに清掃、戸締り、消灯等を行い、体育館から退出してください。また、近隣の迷惑になりますので、学校内からもすみやかに退出してください。
- オ その他、守るべき事項を守っていただけなかった場合